

令和4 年度 排水路浚渫工事(単価契約)

設計書

(当初設計)

工事番号

路線名等

市管理水路

工事箇所

明石市内一円

工 種

道路維持



## 令和5年度 排水路浚渫工事(単価契約) 単価一覧表

(単位:円)

代価表	項目	規格 1	規格 2	単位	直接工事費	諸経費	本工事費 [単価]
1	水路清掃工(A-1)	強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む	土砂断面積0.125㎡未満	m			
2	水路清掃工(A-2)	強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む	土砂断面積0.125㎡以上	m			
3	水路清掃工(B-1)	強力吸引車・高圧洗浄車・給水車 土砂運搬を含む	土砂断面積0.125㎡未満	m			
4	水路清掃工(B-2)	強力吸引車・高圧洗浄車・給水車 土砂運搬を含む	土砂断面積0.125㎡以上	m			
5	管渠清掃工(C-1)	強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む	管径φ400mm未満	m			
6	管渠清掃工(C-2)	強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む	管径φ400mm以上	m			
7	管渠清掃工(D-1)	強力吸引車・高圧洗浄車・給水車 土砂運搬を含む	管径φ400mm未満	m			
8	管渠清掃工(D-2)	強力吸引車・高圧洗浄車・給水車 土砂運搬を含む	管径φ400mm以上	m			
9	集水樹清掃工A	強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む	堆積厚25cm未満	個			
10	集水樹清掃工B	強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む	堆積厚25cm以上	個			
11	暗渠TV調査工	直視側視 小中口径		m			
12	目視調査工	φ800mm以上		m			
13	調査報告書作成A	本管TV調査・小中口径		m			
14	調査報告書作成B	目視調査工 φ800mm以上		m			
15	スクリーン清掃工			箇所			
16	草刈工	除草・集草・積込・運搬を含む		㎡			
17	強力吸引車待機運転工	4t	待機運転	日			
18	強力吸引車待機運転工	10t	待機運転	日			
19	高圧洗浄車待機運転工	4t	待機運転	日			
20	給水車待機運転工	4t	待機運転	日			
21	土木一般世話役			人			
22	普通作業員			人			
23	交通誘導員			人			
合計金額(税抜)							

## (工事費の請求及び支払方法)

- (1) 受託者は、工事費として上記単価明細書により、明石市(以下「委託者」という。)が指定する方法で委託者に請求するものとする。

なお、請求に際して各項目ごとの単価に基づき積算した合計金額に10%加算した額を請求する。

ただし、円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- (2) 工事費の支払いは、受託者の請求に基づき支払うものとする。

## (投棄料)

- ・浚渫土砂・ゴミ等は明石クリーンセンター内の処分地へ搬入すること
- ・投棄料は、明石クリーンセンターの伝票により実費の精算を行うこととする
- ・投棄料については、特記仕様書のとおりとする。

# 排水路浚渫工事仕様書

## 1 適用

この仕様書は、明石市 都市局 道路安全室 海岸・治水課の発注する排水路浚渫工事に適用する。

設計図書に記載されていない事項は、兵庫県土木請負工事必携(令和 4 年 10 月一部改訂版)、兵庫県土木工事共通仕様書(令和 4 年 10 月一部改訂版)、兵庫県土木工事施工管理基準(令和 4 年 10 月一部改訂版)によるものとする(その他追加通知を含む)。

## 2 目的

水路内に堆積した土砂・ゴミ等を除去し、水路の機能回復を図り、地域の治水および生活の安全を確保する。また地域環境の改善を目的とする。

## 3 法令等の遵守

受託者は、業務を施行するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等ならびに当市が他の企業と締結している協定等を遵守すること。

- |                           |                           |   |
|---------------------------|---------------------------|---|
| (1) 労働基準法                 | (昭和 22 年法律第 49 号)及び同法関連法規 |   |
| (2) 労働災害補償保険法             | (昭和 22 年法律第 50 号)         | 〃 |
| (3) 消防法                   | (昭和 23 年法律第 186 号)        | 〃 |
| (4) 建設業法                  | (昭和 24 年法律第 100 号)        | 〃 |
| (5) 建築基準法                 | (昭和 25 年法律第 201 号)        | 〃 |
| (6) 港湾法                   | (昭和 25 年法律第 218 号)        | 〃 |
| (7) 毒物及び劇物取締法             | (昭和 25 年法律第 303 号)        | 〃 |
| (8) 道路法                   | (昭和 27 年法律第 180 号)        | 〃 |
| (9) 下水道法                  | (昭和 33 年法律第 79 号)         | 〃 |
| (10) 道路交通法                | (昭和 35 年法律第 105 号)        | 〃 |
| (11) 河川法                  | (昭和 39 年法律第 167 号)        | 〃 |
| (12) 電気事業法                | (昭和 39 年法律第 170 号)        | 〃 |
| (13) 公害対策基本法              | (昭和 42 年法律第 132 号)        | 〃 |
| (14) 騒音規制法                | (昭和 43 年法律第 98 号)         | 〃 |
| (15) 廃棄物の処理及び<br>清掃に関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号)        | 〃 |

- |      |                           |                    |   |
|------|---------------------------|--------------------|---|
| (16) | 水質汚濁防止法                   | (昭和 45 年法律第 138 号) | 〃 |
| (17) | 酸素欠乏症等防止規則                | (昭和 47 年法律第 42 号)  | 〃 |
| (18) | 労働安全衛生法                   | (昭和 47 年法律第 57 号)  | 〃 |
| (19) | 振動規制法                     | (昭和 51 年法律第 64 号)  | 〃 |
| (20) | 明石市の環境の保全及び<br>創造に関する基本条例 | (平成 11 年条例第 22 号)  | 〃 |

#### 4 官公庁等への手続き

- 1) 受託者は作業着手に先立ち、道路使用許可等の必要な手続きを行い、その許可を得ること。
- 2) 官公庁等その他に対して、交渉を要する時または交渉を受けた時は、速やかに本市監督員に連絡のうえ、協議をすること。
- 3) 受託者は契約締結後、速やかに次の書類を本市監督員あてに提出すること。
 

① 着工届	⑤ 施工計画書
② 工事施工計画書及び下請負人等通知書	⑥ 使用機械一覧表(車検証の写し含む)
③ 現場代理人及び主任技術者等経歴書	⑦ 緊急連絡(3名以上の通常時及び夜間休日時)
④ 工程表	
- 4) 提出した書類の内容を変更する必要性が生じたときは、ただちに変更届を提出すること。

#### 5 付近住民等への対応

受託者は、作業実施に当たり、付近住民等に工事説明(作業の協力依頼文書の配布等)を行い、住民の理解を求め、作業の円滑な遂行に努めなければならない。また、作業中に苦情等があった場合は、直ちに本市監督員まで連絡し、受託者の責任において、解決を図ること。

#### 6 夜間清掃作業の工事単価

夜間等の時間外労務単価については、兵庫県土木工事標準積算基準書に準じ時間外割増しを行う。

#### 7 就業時間

作業は、原則として日曜及び祝祭日は実施しないこと。また、作業時間は、午前 8 時から午後 5 時までとする。ただし緊急を要する作業については、この限りでない。

#### 8 作業要領

- 1) 受託者は、本市監督員から指示があった箇所を清掃する場合、事前に本市監督員に清掃場所・時間等を必ず連絡すること。また、緊急を要する場合は、指示後 1 時間以内に現場で作業を実施すること。
- 2) 作業実施にあたり必要な官公庁等に対する諸手続きは、受託者において迅速に行うこと。
- 3) 作業実施にあたっては、労働安全衛生諸法令を遵守し、危険防止及び公害の防止に万全を期すること。特に、酸素欠乏危険箇所における作業を

実施する場合は、第2種酸素欠乏危険作業主任者を常駐させ、必要な処置を講ずること。

- 4) 作業実施にあたっては、安全管理に十分注意すること。特に暗渠内の有毒ガスの発生及び酸素欠乏について、その対応を誤らないように注意すること。また、作業中は、常にこれらの有毒ガスの有無をガス検知器・酸素濃度測定器等により測定し、万一異常を発見した場合は、送風機等で換気し、十分安全であることを確認したうえでなければ作業をしてはならない。
  - 5) 作業現場付近には工事看板・カラーコーン等の保安施設を設置し、必要に応じて交通誘導員を配置のうえ、一般車両及び歩行者等を安全に誘導すること。特に交通の頻繁な場所や商店街付近での清掃作業は、本市監督員と協議し夜間作業とする。また、夜間作業時は、赤色灯等の保安施設を必ず設置し、万全の安全管理を行うこと。
  - 6) 清掃にあたり、下流に土砂・ゴミ等を流下させてはならない。また、常に作業現場付近の清掃を心がけ、道路等を汚した場合は、速やかに清掃すること。
  - 7) 清掃作業を実施した結果、水路に破損・クラック・鉄筋の露出・漏水等があれば、本市監督員に連絡して、その指示に従うこと。
  - 8) 土砂・ゴミ等が飛散及び流出しないように、十分注意して運搬すること。また、運搬車両は悪臭や土砂水分の遺漏がないような車両を使用すること。
- 9 土砂等の処分

清掃作業により除去した土砂等の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守して適切に処分すること。また、土砂等は十分に水を切り、含水比の高い状態で運搬及び処分しないこと。

1) 処分地の場所及び投棄料

場 所	明石市大久保町松陰 1148 番地 明石クリーンセンター内処分地	
投棄料	不燃物(埋立処理)	10,000 円/トン
	不燃物(破碎処理)	8,000 円/トン
	可燃物	7,000 円/トン

2) 明石クリーンセンターへの搬入処分が困難な廃棄物が発生した場合は、ただちに本市監督員へ相談すること。

3) 搬入の手続き

明石クリーンセンターへは事業用のゴミ搬入カードの発行を別途依頼するため、事前に作業車両の届出を当課宛に提出し、許可を得ること。また、工事完了後は速やかに搬入カードを本市宛に返却すること。

4) ゴミの区別及び分別

本工事による土砂等の処分と、それ以外の土砂等の処分とは明確に区別すること。不明確なところがあれば、受託者の責任において、明石クリーンセンターへ搬入する以前に分別しておくこと。なお、検量書兼領収書は原本を整理し、集計のうえ、本市監督員宛に提出すること。

10 労働災害防止

- 1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
  - 2) マンホール・管渠等に入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏・有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- 11 公衆災害防止  
業務遂行中は、常時作業現場周辺の車両及び歩行者等の安全ならびに交通の円滑な処理につとめ、現場の保安対策を十分講ずること。
- 12 災害への対策  
豪雨・洪水・台風・異常潮位等による災害に対して迅速に対処できるように、当課に動員計画・緊急連絡体制表を提出すること。また、作業関係者等に緊急体制を周知徹底させておくこと。
- 13 工事写真及び作業出来形の作成  
作業完了後は速やかに工事写真及び作業実施工程表、作業出来形表を作成し、完了届と共に本市監督員に提出すること。また、データによる提出も行うこと。
- 1) 工事写真について
    - a) 清掃作業の作業前・作業中・作業後を背景と合わせて撮影すること。
    - b) 撮影間隔は 20 m 毎に行うこと。また、撮影は同一場所・同一視度で行うこと。
    - c) 写真には作業場所、作業指示番号等必要事項を明記した黒板を入れて撮影すること。
    - d) 清掃する水路の幅及び土砂堆積厚が明確に判別できるように箱尺・リボンテープ等を使用して撮影すること。
    - e) 写真はカラー写真とする。また、デジタルカメラで撮影する場合は画像データも提出すること。
- 14 工事費の支払い  
作業完了後、工事費は請負者の請求に基づき、年間 12 回以内の回数で支払うものとする。なお、工事請求金額は、別紙単価明細書の項目により算出した額に消費税として 10 % を加算した額とする。ただし、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 15 一括下請けの禁止  
受託者は、清掃作業を一括して他の業者に下請けさせてはならない。
- 16 疑義  
受託者は、この仕様書に明記されない事項でも作業上・安全上当然必要な事項は、本市監督員の指示に従い、受託者の責任において施工すること。なお、疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議するものとする。
- 17 その他  
本工事については、他工事との現場代理人の兼務を認めない。

## ●一般的事項

- 1 指示書による通常対応はもちろんのこと、緊急対応については、休祭日・夜間等にすぐに出動できる連絡及び出動体制を整えておくこと。
- 2 台風時及びゲリラ豪雨時の非常時対応は、2社の協力・連携体制に努めること。また、各業者で連絡体制を確立し、人員・資器材及びポンプ・発電機等の機械類を速やかに準備すること。本市水防体制に準じて、事務所あるいは現場待機を指示することがある。
- 3 工事費の請求は月毎に提出することとする。 精算書・指示書・伝票・位置図・工事写真・図面等を整理して請求すること。また、浚渫土砂等処分は車両・投棄先を厳重に管理し、浚渫土砂の運搬及び投棄量の集計表を作成して添付すること。  
契約単価がない場合は、別途、市監督員と見積書等を交えながら協議し、認められた費用を請求することとする。
- 4 5月の連休、8月の盆休み、正月休みの前には、必ず休日の緊急連絡体制表を提出すること。この休日期間中でも、直ちに出勤できるように要員確保等を行うこと。
- 5 市内を通行中または作業中においても、周辺の不都合箇所の発見に努めること。発見した場合は、速やかに市監督員の方へ連絡して、指示を受けるものとする。
- 6 夜間工事をする場合は、必ず市監督員の承諾を得てから行なうこと。また、指示書の内容で疑問点等があれば、必ず事前に市監督員と協議して確認すること。

## ●浚渫工事の注意事項

### 1) 道路使用について

- ・浚渫工事は、必ず道路使用許可を得てから許可条件に従い施工すること。
- ・工事看板の設置、交通誘導員の配置、作業時間等は厳守すること。
- ・現場代理人は、道路使用許可証を携帯し、許可条件を現場で表示すること。

### 2) 地元及び関係機関等への連絡

- ・ごみ収集場所等  
ごみ収集ルート及びごみステーションがある付近での作業は、事前に協議すること。  
明石市 市民生活局 環境室 収集事業課 定期収集係 (078-918-5780)
- ・路線バス

路線バスの運行路線で作業する場合は、事前に運行事業者と協議すること。

・周辺住民への協力依頼

浚渫現場周辺の住民に理解と協力を得るため、工事のお知らせ文書を作成し、自治会長等に報告・説明後、必要により関係各戸に配布すること。  
また、必ず配布前にお知らせ文書を市監督員に提出して、内容について承諾を得るものとする。また、苦情があった場合、速やかに誠意をもって対応すること。

特に夜間工事の場合、作業時の騒音及び会話等に注意すること。

3) 浚渫工事について

- ・暗渠等に入る場合は、必ず酸素濃度等を測定し、安全性を確認してから入ること。また、暗渠内作業中においても、必ず酸素濃度等を測定すること。
- ・作業の目的・範囲・内容を十分に理解したうえで、作業に着手すること。必要により事前に市監督員に質疑確認すること。
- ・安全管理は、作業員はもちろんのこと、第三者に対しても十二分に配慮・注意すること。
- ・現場代理人は、必ず現場に常駐すること。
- ・水路調査を行った場合は、別途、調査報告書として写真及調査書をエクセルで作成し、CD、DVD等の電子データも提出すること(ビデオテープ不可)。
- ・スクリーン等の緊急点検・清掃を指示した場合は、必ず速やかに実施し、ゴミ等の除去を行うこと。
- ・工事に着手する日は、必ず午前9時まで、浚渫場所と浚渫内容の作業連絡を市監督員に行うこと。
- ・水利組合・自治会等の協議により日時が指定される場合は、作業計画を調整のうえ厳守すること。
- ・浚渫工事写真は洗浄車・吸引車等の車両番号が分かるように撮影すること。また、水路内の堆積量・処分投棄量が分かるように工事の前後でスケールをあてて測量して、グラフ報告書を作成のうえ、状況写真撮影するものとする。

4) 設計書について

本設計書の設計単価項目「強力吸引車待機運転工(4t)」、「強力吸引車待機運転工(10t)」、「高圧洗浄車待機運転工(4t)」、「給水車待機運転工(4t)」は、台風時及びゲリラ豪雨時の非常時対応に使用する単価であり、1 供用日あたりで計算した損耗費を使用している。機械の使用有無に関わらず、現場内に拘束した日数をもとに考えるが、1 日に満たない場合は待機時間をもとに協議により精算を行う。

# 排水路浚渫工事(単価契約) 位置図

(明石市内一円)



# 総括情報表

単価適用年月日	0-04.12.01(0)		
工種区分(公共) 施工地域区分	今 回 11 道路維持 30 市街地(DID補正)(1)-1	前 回	

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
水路清掃工(A-1) 強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 土砂断面積0.125m <sup>2</sup> 未満	1	m			代価 第0001号内訳表
水路清掃工(A-2) 強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 土砂断面積0.125m <sup>2</sup> 以上	1	m			代価 第0002号内訳表
水路清掃工(B-1) 強力吸引車・高圧洗浄車・給水車 土砂運搬を含む 土砂断面積0.125m <sup>2</sup> 未満	1	m			代価 第0003号内訳表
水路清掃工(B-2) 強力吸引車・高圧洗浄車・給水車 土砂運搬を含む 土砂断面積0.125m <sup>2</sup> 以上	1	m			代価 第0004号内訳表
管渠清掃工(C-1) 強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 管径φ400mm未満	1	m			代価 第0005号内訳表
管渠清掃工(C-2) 強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 管径φ400mm以上	1	m			代価 第0006号内訳表
管渠清掃工(D-1) 強力吸引車・高圧洗浄車・給水車 管径φ400mm未満	1	m			代価 第0007号内訳表
管渠清掃工(D-2) 強力吸引車・高圧洗浄車・給水車 管径φ400mm以上	1	m			代価 第0008号内訳表
集水枿清掃工A 強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 堆積厚25cm未満	1	個			代価 第0009号内訳表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
集水柵清掃工B 強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 堆積厚25cm以上	1	個			代価 第0010号内訳表
暗渠TV調査工 直視側視式 小中口径	1	m			代価 第0011号内訳表
目視調査工 φ800mm以上	1	m			代価 第0012号内訳表
調査報告書作成A(暗渠TV調査工) 本管TV調査 小中口径	1	m			代価 第0013号内訳表
調査報告書作成B(目視調査工) φ800mm以上	1	m			代価 第0014号内訳表
スクリーン清掃工	1	箇所			代価 第0015号内訳表
草刈工	1	m <sup>2</sup>			代価 第0016号内訳表
強力吸引車待機運転工 4t	1	日			代価 第0017号内訳表
強力吸引車待機運転工 10t	1	日			代価 第0018号内訳表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
高压洗浄車待機運転工 4t	1	日			代価 第0019号内訳表
給水車待機運転工 4t	1	日			代価 第0020号内訳表
土木一般世話役	1	人			代価 第0021号内訳表
普通作業員	1	人			代価 第0022号内訳表
交通誘導員	1	人			代価 第0023号内訳表
合計	1	式			

水路清掃工(A-1)

代 価 表

頁0-0005/0043

強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 土砂断面積0.125m2未満

代価 第0001号内訳表

31 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
水路清掃工 (A) 強力吸引車・高圧洗浄車		時間			施工 第0-0001号内訳表
合 計	31	m			
単 位 当 り	1	m			

水路清掃工(A-2)

代 価 表

頁0-0006/0043

強力吸引車・高压洗浄車 土砂運搬を含む 土砂断面積0.125m2以上

代価 第0002号内訳表

20 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
水路清掃工 (A) 強力吸引車・高压洗浄車		時間			施工 第0-0001号内訳表
合 計	20	m			
単 位 当 り	1	m			



水路清掃工(B-2)

代 価 表

強力吸引車・高圧洗浄車・給水車

土砂運搬を含む 土砂断面積0.125m<sup>2</sup>以上

代価 第0004号内訳表

20 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
水路清掃工 (B) 強力吸引車・高圧洗浄車・給水車		時間			施工 第0-0004号内訳表
合 計	20	m			
単 位 当 り	1	m			

管渠清掃工(C-1)

代 価 表

頁0-0009/0043

強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 管径φ400mm未満

代価 第0005号内訳表

40 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管渠清掃工 (C) 強力吸引車・高圧洗浄車		時間			施工 第0-0006号内訳表
合 計	40	m			
単 位 当 り	1	m			



管渠清掃工(D-1)

代 価 表

頁0-0011/0043

強力吸引車・高圧洗浄車・給水車

管径φ400mm未満

代価 第0007号内訳表

40

m

当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管渠清掃工(D) 強力吸引車・高圧洗浄車・給水車		時間			施工 第0-0007号内訳表
合 計	40	m			
単 位 当 り	1	m			

管渠清掃工(D-2)

代 価 表

頁0-0012/0043

強力吸引車・高圧洗浄車・給水車

管径φ400mm以上

代価 第0008号内訳表

24

m

当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管渠清掃工(D) 強力吸引車・高圧洗浄車・給水車		時間			施工 第0-0007号内訳表
合 計	24	m			
単 位 当 り	1	m			

集水桝清掃工A

代 価 表

頁0-0013/0043

強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 堆積厚25cm未満

代価 第0009号内訳表

20

個 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
集水桝清掃工 強力吸引車・高圧洗浄車		時間			施工 第0-0008号内訳表
合 計	20	個			
単 位 当 り	1	個			

集水桝清掃工B

代 価 表

頁0-0014/0043

強力吸引車・高圧洗浄車 土砂運搬を含む 堆積厚25cm以上

代価 第0010号内訳表

9 個 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
集水桝清掃工 強力吸引車・高圧洗浄車		時間			施工 第0-0008号内訳表
合 計	9	個			
単 位 当 り	1	個			

暗渠TV調査工

代 価 表

直視側視式 小中口径

代価 第0011号内訳表

300

m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師		人			
測量技師補		人			
普通作業員		人			
テレビカメラ車運転工 直視側視式 小中口径		日			施工 第0-0009号内訳表
合 計	300	m			
単 位 当 り	1	m			

目視調査工

φ800mm以上

代 価 表

代価 第0012号内訳表

頁0-0016/0043

400 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師		人			
測量技師補		人			
普通作業員		人			
ライトバン運転工 1.5L 56kW		日			施工 第0-0010号内訳表
トラック運転工 2t積 98kW		日			施工 第0-0011号内訳表
合 計	400	m			
単 位 当 り	1	m			

調査報告書作成A(暗渠TV調査工)

代 価 表

頁0-0017/0043

本管TV調査 小中口径

代価 第0013号内訳表

600

m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師(A)		人			
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
諸雑費 PC損料、消耗品等		%			
合 計	600	m			
単 位 当 り	1	m			

調査報告書作成B(目視調査工)

# 代 価 表

頁0-0018/0043

代価 第0014号内訳表

φ800mm以上

1000

m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師(A)		人			
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
諸雑費 PC損料、消耗品等		%			
合 計	1,000	m			
単 位 当 り	1	m			



名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護有り 運搬機械→ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積)	1,000	m2			施工 第0-0013号内訳表
合 計	1,000	m2			
単 位 当 り	1	m2			





































# 積算単価算出表

[規格2] 運搬機械->ダンプトラック(オンロード・タイヤセル・2t積 [摘要]

1

標準単価	代表機材規格	構成比	基準単価	積算規格	単価	補正 構成比	備考
K1	ダンプトラック[オンロード・タイヤセル] 2t積級(タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む)			ダンプトラック 2t積級[オンロード・タイヤセル] タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む			
K2	草刈機 カッタ径255mm [肩掛式]			草刈機 [肩掛式] φ 255mm			
K							
R1	普通作業員			普通作業員			
R2	特殊作業員			特殊作業員			
R3	土木一般世話役			土木一般世話役			
R4	運転手(一般)			運転手(一般)			
R							
Z1	軽油 1.2号 パトロール給油			軽油			
Z							
				計			
積算単価 =							
A	飛び石防護の有無	=1	有り				
B	運搬機械選定	=1	ダンプトラック(オンロード・タイヤセル・2t積級)				
C	ダンプトラック運搬距離	=2	11.5km以下				







